

～新型コロナウイルス感染症によりお困りの農業者の皆様へ～

新規融資について

- ◆ 経済的環境等の変化によって運転資金が必要な場合には、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」を利用できます。

農林漁業セーフティネット資金 【事業資金相談ダイヤル】 0120-154-505
○対象者：社会的・経済的環境の変化等によって 経営状況が悪化した農林漁業者
○貸付限度額：特例措置により 1,200万円 または 年間経費等の 12/12 （※）
○金利：毎月改定 ※新型コロナの影響を受けた農林漁業者が、さらに原油価格・物価高騰等の影響を受けた場合は、1,800万円又は年間経費等の18/12

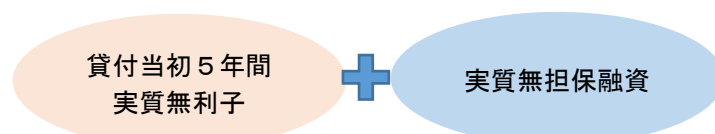
貸付当初5年間
実質無利子

+

実質無担保融資

- ◆ 農業経営の改善を伴う場合には、「農業近代化資金」「スーパーL資金」「経営体育成強化資金」を利用できます。（用途は平時と同じ）

【原油価格・物価高騰の影響を受けた場合の特例措置】（資金によって措置が異なります。）



以上の資金の貸付条件に合致しない場合には、各融資機関の取り扱うプロパー資金（独自資金）等、他の融資を御検討ください。

既往負債について

- ◆ 資金の償還が困難な場合には、中間据置期間の設定や償還期限の延長等、償還条件の変更が可能な場合があります。（具体的な猶予方法や猶予後の償還条件は資金によって異なりますので、融資機関や地域振興局農業農村支援センターに御相談ください。）
- ◆ 中間据置期間の設定等では既往負債の償還が困難な場合であって、経営改善上必要と認められる場合には、県の「農業経営負担軽減支援資金」を利用できます。

農業経営負担軽減支援資金
○対象者：負債の償還が困難となっている農業者
○貸付限度額： 営農負債の残高 （貸付金利5.0%未満の制度資金等を除く）
○金利：毎月改定

貸付当初5年間
実質無利子

+

実質無担保融資

+

保証当初5年間
実質無保証料

その他

- ◆ 以上のほか、融資機関ごとに各種融資を取り扱っていますので、詳細はお取引のある融資機関へ御確認ください。